

## 福島県土地改良事業測量作業規程

福島県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局「測量作業規程」（令和3年2月1日付け国国地第96号）を準用する。

この場合において、測量作業規程の第1条第1項及び第2項の「農林水産省地方農政局」とあるものは「福島県」と、附則中「令和3年2月3日」とあるものは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。